

様式第4号（第5条関係）

平成29年3月31日

古賀市議会議長

議員名 井之上 豊

平成28年度政務活動費収支報告について

古賀市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、別紙のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

- 1 平成28年度政務活動費収支報告書
- 2 添付書類
  - (1) 政務活動費収支報告書（別紙1）
  - (2) 政務活動費支出内訳書（別紙2）
  - (3) 領収書又はこれに準ずる書類

別紙1

平成28年度政務活動費収支報告書

議員名 井之上 豊

1 収入

政務活動費 120,0000円

2 支出

項目	金額(円)	支出内訳書の番号
調査研究費	60,900	1、4
研修費	41,310	2、3、5
広報費		
広聴費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
支出合計	102,210	

3 残額 17,790円

## 別紙2

## 平成28年度政務活動費支出内訳書

番号	期 間	内 容	経費 (円)	備考
1	平成28年 7月12日	京都(株)美十 工場見学	29,300	宿泊費 交通費
2	平成28年 7月13日～ 7月14日	市町村議会議員 研修	4,650	研修費 研修生活動費
3	平成28年 11月7日～ 11月8日	市町村議会議員 研修	4,650 27,360	研修費、生活費 交通費
4	平成29年 1月18日	京都市 景観・ バリアフリーに ついての視察	31,600	宿泊費 交通費
5	平成29年 1月19日～ 1月20日	市町村議会議員 研修	4,650	研修費 研修生活動費

※研修及び視察には報告書を添付のこと

参考様式

<u>支出内訳書の番号</u> 1	
調査研究報告書	
1 名称	京都 ㈱美十工場見学
2 目的	工場見学を小学校の社会科見学として推奨できないか
3 実施時期	平成28年7月12日
4 実施場所	京都市南区国道十条西入ル北側 ㈱美十（旧おたべ）本社工場・店舗
5 参加者	岩井議員、姉川議員、井之上議員、
6 その他	内容は別紙 交通費、宿泊費 29300円

## 京都 (株)美十工場視察

\*平成28年7月12日 京都(株)美十 (旧株式会社おたべ) の工場見学に行った。

目的・・・古賀市では食品工業団地が有り、小学校の社会科見学に利用出来るアイデアがあるのではないかとの思いで、工場視察に行った。

### 会社の概要

(株)美十は京都に本社・工場を置き、東京・福井と三つの拠点がある。

工場では、生八つ橋を中心に製造されており、一日20～30万個製造されている。

\*本社店舗で見学を申し込むと、忙しい時間にもかかわらず、係の女性が丁寧に工場内の説明をして頂いた。

\*おたべの決め手となる餡の原料である小豆を、一人の生産者が生産した小豆のみで作りたい、と言うこだわりを実現し、北海道十勝にある六つの契約農場で作物された小豆は、つぶあん入り生八つ橋「おたべ」のつぶあんの原料として使われており、この農場をおたべ会契約農場と言い、おたべ会の取り組みについて平成28年1月14日の北海道新聞に掲載された。

### 生八つ橋の水・・・「瓜割の滝」

福井県若狭町にある瓜割の滝は、古より伝わる森の神水を産地直送している。

瓜割の滝は」霊験あらたかな事からパワースポットとしても有名。陰陽師安倍

清明が雨乞いの為に博雅を伴い、瓜割の滝・鵜の瀬から吉野までたどるもので、若狭は「水の国」と呼ばれている事、その中で天徳寺の境内の瓜割の滝周辺を水の森と呼ばれている事からこの地より雨乞いの旅が始まる。

この様な事から「わかさ瓜割の水」を生八つ橋の原料の水として使っている。

\*他に材料として、米（コシヒカリ）・にっき等使用している。

古賀市の工業団地でもこの様な工場見学を小学校の社会科見学として出来れば思い出深いものになると思う。

以上

行程表 (平成28年7月12日(火)～14日(木))

日 程	行 程
1 日目	のぞみ20号 徒歩10分
7/12 (火)	JR古賀駅 ⇒ 博多駅 ⇒ 京都駅 (駅周辺で昼食) ⇒ ホテル京阪京都 ⇒ 榎おたべ (体験道場) 普通 8:45 10:04 12:52 14:00 14:00 京都市南区西九条
2 日目	JR湖西線 徒歩3分
7/13 (水)	京都駅 ⇒ 唐崎駅 ⇒ アカデミー (アカデミー宿泊) 10:26 10:40 受付 11:00～
3 日目	徒歩3分 JR湖西線 JR京都線 のぞみ51号
7/14 (木)	アカデミー ⇒ 唐崎駅 ⇒ 京都駅 ⇒ 大阪駅 (乗り換え) ⇒ 博多駅 開会 15:15 18:44 新快速播州赤穂行 19:25 21:55

№457681

2016年 6月 24日

領収証

井之上 豊様

金額	729000
----	--------

但し 祝賀と込 (内消費税等 2170 円)

お買い上げありがとうございます。上記金額を領収いたしました。

内訳

現金

クレジット 29000

株式会社 サン

〒811-3101 福岡県古賀市天神2丁目5-1

サンリブ  
フロム古賀 店

TEL 092(943)0033 FAX092(944)6013

本社 〒800-0283 北九州市小倉南区上葛原2丁目14-1 TEL093-591-3711

(注) 領収印及び取扱者印なきもの、金額訂正をしたものは無効です。

収入印紙  
貼付場所

取扱者印





# ご旅行申込書 [JTB・日旅・西鉄・JR九州・FOM.]

ご出発日  
7/12  
(火)

コースNo.

氏名 祝 大阪 神戸 京都 入 50601

大人(男) 1 小A 小B 小C 小D 小E 小F 小G 小H 小I 小J 小K 小L 小M 小N 小O 小P 小Q 小R 小S 小T 小U 小V 小W 小X 小Y 小Z

合計 3

幼児 0

管理番号 151351691

住所 〒811-3104 古賀市花見丘3丁目10-116

電話 092-944-0642

古賀市議会

以下に記載する個人情報旅行手配、手配代行のために必要な範囲内で宿泊・運送機関その他の第三者に提供されることを同意します。

ご出発日 2016年 7月 12日(火)

代表者 柳川 さつき

性別 男

年齢

職業

氏名	性別	年齢	職業	備考
岩井 希一様	男			②
井上 豊様	男			③
柳川 さつき様	女			④

月/日	便名	区	周	発時刻	着時刻	席数	席番
7/12(火)	02020	博多	新大阪	10:04	12:24	3	19
7/14(木)	02051	新大阪	博多	19:25	21:55	3	0E

月/日	地区	ホテル・旅館	食事条件	室様式	室数	室条件
7/12(火)	京都	ホテル京都京都	無・タ・朝	シングル	3	禁煙喫煙 現地回答

## ご案内

- ◆記載内容をご確認下さい。  
相違がある場合、当用紙を受取った当日の営業時間内に担当店までご連絡下さい。
- ◆宿泊施設、観光施設、空港案内等パンフレットに記載してあるサービスをご確認下さい。もし不都合等ございましたら、その場から、当該施設及びお申し込みのフロムまでご連絡下さい。
- ◆国内旅行傷害保険加入の おすすめ  
安心してご旅行をしていただくため、お客様自身で保険をかけられることをおすすめいたします。

◆6月より「夕ぐ」時以降の変更・取消は、取消料の対象となります。

福岡国際観光旅行業 登録番号 2-6208号  
株式会社 サンリブ  
〒810-0994 福岡市東区 2-5-4-1  
(092) 944-0642 3000933

参考様式

支出内訳書の番号 2	
調査研究報告書	
1 名称	市町村議会議員研修
2 目的	自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査の勉強の為
3 実施時期	平成28年7月13日～7月14日
4 実施場所	滋賀県大津市唐崎2丁目13-1
5 参加者	岩井議員、姉川議員、平木議員、井之上議員
6 その他	内容は別紙 研修生活動費、研修費のみ 4,650円

平成28年度市町村議会議員研修

(自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査)

平成28年7月13日から14日まで一泊二日の研修会

参加者は岩井議員、姉川議員、平木議員、井之上議員の四名で参加

講師は関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 稲沢克祐教授

内容は、芦屋市や秩父市の事例を使い決算審査のポイントまた、審査の実践等の研修が行われた、翌日は、「行政評価の見方またそれを用いて決算審査の実践の研修会があった。複雑な行政評価の見方を理論的に説明をされた。

今後、この稲沢克祐教授の講義があれば、また参加したいと思う。

以上

平成28年度 市町村議会議員研修[2日間コース]  
 第2回「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」時間割

月日	(敬称略)				
	1時限 (9:25-10:35)	2時限 (10:50-12:00)	3時限 (13:00-14:10)	4時限 (14:25-15:35)	5時限 (15:50-17:00)
7/13 水	11:00-12:00 受付 11:30- 昼食 12:30- 開講オリエンテーション 入寮オリエンテーション	【講義】 (13:00-15:35) 途中休憩15分 決算の意義と審査のポイント 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 稲沢 克祐 【大教室2】	【演習】 (15:50-18:00) 途中休憩10分 決算審査の実践	18:15- 交流会	課外 (17:00-)
7/14 木	【講義】 理論編 (9:25-12:00) 途中休憩15分 決算審査の新しいアプローチ 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 稲沢 克祐 【大教室2】	【講義】 実践編 (13:00-15:00) 途中休憩10分 行政評価等を用いた 決算審査の実践 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 稲沢 克祐 【大教室2】	15:00-15:15 閉講・事務連絡		【大食堂】

◎日程は、都合により変更になる場合があります。

(平成28年6月10日現在)

名札：緑色 研修担当

# 領 収 書

古賀市議会議員 様  
井之上豊

金額 4,650 円

但し、  
平成28年度市町村議会議員研修[2日間コース]  
第2回「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用  
した決算審査～」

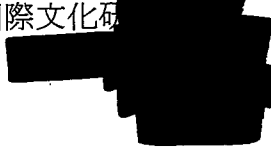
研修費及び研修生活動費

として上記の金額を領収いたしました。

【内訳】	研修費	2,400円
	研修生活動費	2,250円

平成28年7月6日

公益財団法人全国市町村研修財団  
全国市町村国際文化研  
分任出納役



領収書No. 236

## 受講証明書

団体名：福岡県 古賀市

所属・氏名：古賀市議会 議員 井之上 豊

研修名：平成28年度市町村議会議員研修 [2日間コース]  
第2回「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」

期間：平成28年7月13日(水)～平成28年7月14日(木)

上記の研修を受講したことを証明します。

平成28年7月14日

全国市町村国際文化研修所  
学長 金谷 裕 弘



## 参考様式

支出内訳書の番号 3	
調査研究報告書	
1 名称	市町村議会議員研修
2 目的	議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開についての勉強の為
3 実施時期	平成28年11月7日～11月8日
4 実施場所	滋賀県大津市唐崎2丁目13-1 全国市町村国際文化研修所
5 参加者	岩井議員、村松議員、古賀議員、伊東議員、井之上議員、
6 その他	内容は別紙 研修生活動費、研修費のみ 4,650円 交通費27,360円

## 研修レポート

平成28年11月7日～8日

議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～

議会改革と言えば、議会基本条例やBCP等を想像するが、今回の研修は主に議会報の作り方、見せ方、配り方などの、先進事例や参加者の地元の実情を勉強させて頂きました。

半数以上の議会では、議会報製作については、議会事務局の仕事となっているようだが、我が古賀市議会では、議会報常任委員会が設置され、議会毎に議会報を発行し編集に関しては、各議員が自分で一般質問等の原稿を決められた字数で作成し、議会報常任委員会に投稿し議会報の議員が検閲等の業務をし、議会事務局を通して印刷会社に発注する、システムになっている。古賀市議会の議会報の事を話すと、「大変ですね。」と驚かれた。他の議会では、ほとんどが議会事務局で編集し印刷は業者に発注している。また、情報の周知徹底についてのディスカッションでどこの市でも、市の広報誌、ホームページ、回覧板等で情報の周知を図るようだ。重要事項は他の方法も検討しなければならないと、この議員も思っている。また、個人で出している通信、ニュースレター等は、個人のPRである事から、議会報とは、別にしなければいけない。

また、災害時、BCP（業務継続計画）についての件を期待していたが、そこまでは、触れなかった。 以上



## 受講証明書

団体名：福岡県 古賀市

所属・氏名：古賀市議会 議員 井之上 豊

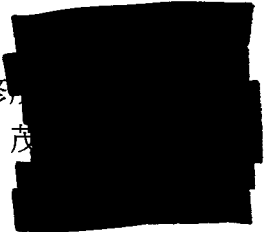
研修名：平成28年度市町村議会議員研修 [2日間コース]  
「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～」

期間：平成28年11月7日(月)～平成28年11月8日(火)

上記の研修を受講したことを証明します。

平成28年11月8日

全国市町村国際文化研修所  
学長 松崎 茂



# 領 収 書

古賀市議会 井之上豊 様

金額 4,650 円

但し、

平成28年度市町村議会議員研修[2日間コース]  
「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情の  
報公開～」

研修費及び研修生活動費

として上記の金額を領収いたしました。

平成28年10月26日

公益財団法人全国市町村研修財団  
全国市町村国際文化研  
分任出納役 前田久

領収書No. 547

460

交通費のみ 27360円

**領 収 証**

№457912      2016年10月26日

#え上 豊 様

金額		7	4	0	0	0	0
----	--	---	---	---	---	---	---

但し 旅費、宿泊費等 (内消費税等) 2962円

お買い上げありがとうございます。上記金額を領収いたしました。

内 訳

現金 740000

クレジット

株式会社 サマリス

〒811-3101 福岡県古賀市天神2丁目5-1  
TEL092(943)0033 FAX092(944)6013

TEL 800-0288 北九州市小倉南区上葛原2丁目14-1 TEL093-591-3711  
(注) 領収印及び取扱者印なきもの、金額訂正をしたものは無効です。

収入印紙  
貼付場所

取扱者印

40,000円のうち交通費の

27,360円のみ計上



# 日程表

発行日 2016年10月27日

予約番号	103845422
コース名	16下 京阪京都スペシャル (3860715001)
代表者氏名	岩井 秀一 様 御一行 2名
ご旅行期間	2016年11月06日(日)~2016年11月08日(火) 3日間

日程	便名/地区
01 11/6(日)	博多09:32発ー京都12:16着 のぞみ18号 普通指定 ホテル京阪京都グランデ SG・TW1~3名 基本 朝食付 〔喫煙〕シングル(2室) よーじや利用券 ※差額発生した場合は現金でお支払いください。 本券1枚で500円相当の利用が可能/返金・おつりはなし(2名)
03 11/8(火)	京都15:27発ー博多18:11着 のぞみ35号 普通指定

## ■お楽しみメニュー

11/6(日)	ホテル京阪京都グランデ *オリジナルお楽しみメニュー付(京都市バス1日乗車カード付(おひとり様につき滞在中1枚)) *VOD見放題付 *抹茶アイス付(10:00~18:00)
---------	--

## ■ご宿泊施設名

京都(駅前)	ホテル京阪京都グランデ 京都市南区東九条西山王町31 TEL: 075-661-0321 FAX: 075-661-0987 email: info-kyoto@hotelkeihan.co.jp URL: http://www.hotelkeihan.co.jp/kyoto/ 標準チェックイン 14:00 標準チェックアウト 11:00
--------	---

## ■宿泊ご利用案内

- ・お宿にお着きになりましたら、お手持ちの赤い風船宿泊券をフロントにお出してください。(宿泊券がない商品は日程表をご提示ください。)
- ・出発日当日に参加人数が減った場合は、ホテル・旅館にて「不泊証明書」をお受けください。旅行終了後お申し込みの販売店にて精算いたします。
- ・ご利用いただいたホテル・旅館にて宿泊料金のみ領収書は発行できませんので予めご了承ください。
- ・「お楽しみメニュー」がついているホテル・旅館では、基本的に夕食時又はフロント又はお部屋にご用意しております。万が一ホテル・旅館が用意をしていなかった場合は、ホテル・旅館の係員までお申し付けください。(「お楽しみメニュー」が付かなかった場合、旅行終了後の取扱いはいたしません)
- ・パンフレットに記載のお子様向け「お楽しみメニュー」は、こどもの宿泊代金をお支払いいただいた方のみとなります。(幼児は対象外となります。)
- ・お申し込み後ご旅行をお取消または人数が減る場合必ずお申し込み箇所へ営業時間内にお申し出ください。(営業時間外の場合は、宿泊施設に直接電話連絡をしてください。)

## ■販売店

株式会社サンリブ(サンリブフロム) フロム古賀 TEL:092-943-0033 FAX:092-944-6013
--

## ■旅行企画・実施

(株)日本旅行 赤い風船九州事業部
-------------------

駅・きっぷ・列車予約

鉄道の旅・旅行宿泊予約・ホテル

企業・IR・採用



ななつ星 in 九州

ネット販売・ギフト

マンション・住宅

JR九州バス

高速船 BEETLE 고속선

駅ナカ・街ナカ・その他

&gt; 新幹線京都割引きっぷ

## 新幹線京都割引きっぷ

当日購入可

往復

福岡・北九州から京都市内までの往復割引きっぷです。

利用期間	通年
発売期間	通年
ご利用除外日	4月27日～5月6日,8月11日～8月20日,12月28日～1月6日

### おねだん

発 駅	着 駅	大人	こども	有効期間	乗車経路	ご利用列車
福岡市内	京都市内	27,360円	13,680円	7日	山陽新幹線・東海道新幹線	新幹線普通車指定席
北九州市内	京都市内	27,360円	13,680円	7日	山陽新幹線・東海道新幹線	新幹線普通車指定席

### 発売条件

- 福岡市内発のお求めは福岡地区の主なJR九州の駅・JR九州旅行支店・駅旅行センターまたは主な旅行会社。北九州市内発は北九州地区の主なJR九州の駅・JR九州旅行支店・駅旅行センターまたは主な旅行会社。（インターネットでの発売は行っておりません。）
- ご購入前に駅の窓口等であらかじめお買い求めください。列車内での発売は行っておりません。
- 各種割引証による割引等、他の割引との重複適用の取扱いはしません。
- 乗継割引の取扱いはしません。

### きっぷの効力

- 往復新幹線のぞみ号、みずほ号、ひかり号、さくら号、こだま号の普通車指定席に乗車できます。
- 設定区間の発着地の特定都区市内で特急列車・急行列車に乗車する場合は、運賃部分のみ有効です。
- 途中駅で下車した場合は、前途無効です。ただし、新幹線区間においては、途中出場しない場合に限り、列車の乗継利用ができます。
- 指定席が満席の場合、自由席に乗車した場合でも、差額の払いもどしはしません。
- 京都から九州への往復にはご利用いただけません。
- 指定席を利用される場合には、ご購入前に駅の窓口等であらかじめ座席の指定をお受けください（列車内では座席の指定はできません。）。

### 変更の取扱い

- 指定列車の変更は、出発時刻前1回に限りです。
- 指定券の変更は、みどりの窓口などで指定券を発売している時間内にお申し出ください。
- 指定券を発行後、乗り遅れた場合、当日の自由席に限り乗車できます。指定席または翌日以降に乗車する場合は、指定席特急券になりますので購入していただきます。
- 区間変更（乗り越し、方向変更、経路変更）の取扱いはいたしません。別途乗車として取扱います。
- 他の乗車券類への変更はできません。いったん払いもどしのうえ、あらためて購入可能なきっぷをお求めください。

### 払いもどし

## 参考様式

<u>支出内訳書の番号</u> 4	
調査研究報告書	
1 名称	京都市下京区役所
2 目的	京都市景観条例及びバリアフリーについて。
3 実施時期	平成29年1月18日
4 実施場所	京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8
5 参加者	岩井議員、井之上議員、
6 その他	内容は別紙 宿泊費、交通費 31,600円

## 京都市 景観・バリアフリー条例についての視察報告書

平成29年1月18日午後3時半～ 場所 下京区役所

参加議員 岩井議員、井之上議員

京都駅よりホテルに荷物を置いて区役所に向かった。区役所の場所がわかり難く、到着するまで時間がかかった。

京都市下京区役所 まちづくり推進課長 坂根正樹氏より説明をして頂いた。

坂根課長は以前、J I A M (全国市町村議会議員研修所) の職員で、我々が翌日からの研修会の参加者である事を話すと、忙しい中、丁寧に説明をして頂いた。また、景観条例、バリアフリーの条例の膨大な資料を頂いた。

### 景観条例について

京都は多くの歴史的建造物があり、街並みとのマッチングを基本としている。普通の都市部とは違ってコンビニの看板の色が街並みに溶け込む色にしている。例えばローソンの色は黄土色、以前から掲げていた大きな目立つ色の看板も、公費ではなく、会社側の費用で改善する事としている。区役所の担当部署は、地域と業者の板挟みで常に苦しい立場である事を言われた。

条例については、1条から33条まで各項目ごとに細かく記載されている。

地域では、校区別を学区別と言い、最近はこの組合に入らない世帯が増えている。古賀市でもこの傾向はある。

## バリアフリー条例について

京都駅に到着しホテルに向かう途中、工事中の為かも知れないが、「これが世界的に有名な観光地の京都か」と言うほどバリアフリーが出来ていない。びっくりした。しかし、これは駅周辺施設の工事の為で京都市は条例の対象となる、建築物の建築等は事前に市長とバリアフリーの整備内容について協議が義務付けられている。

この条例は、建築物等のバリアフリーの促進に関し必要な事項を定める事により、高齢者、障害者等の社会参加の促進に寄与する良好な都市環境の形成を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。



○京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則

制定 昭和47年4月20日規則第35号  
最終改正 平成27年3月31日規則第158号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法施行令及び景観法施行規則（以下「省令」という。）その他別に定めがあるもののほか、景観法（以下「法」という。）及び京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(第2類工作物)

第3条 条例第2条第7号に規定する別に定めるものは、次に掲げる工作物（歴史遺産型の美観地区内の道路、河川又は水路に設けられ、又は設けられている第13条第3項各号に掲げる工作物を除く。）とする。

- (1) 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 煙突その他これに類するもの
- (3) 電波塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、サイロその他これらに類するもの
- (5) 彫像、ブロンズ像その他これらに類するもの
- (6) 観覧車、コースター、飛行塔その他これらに類するもの
- (7) 物の製造、貯蔵又は処理の用に供する施設
- (8) 自動車車庫
- (9) 携帯電話用のアンテナ
- (10) 太陽光発電装置

(美観地区等内の建築物の計画の認定申請に係る添付図書)

第4条 条例第7条第2項に規定する別に定める図書は、別表第1(2)の項に掲げる図書とする。

(行為の完了等の届出)

第5条 条例第8条、第17条、第36条又は第41条の規定による行為の完了等の届出は、当該行為が完了した日又は当該行為を中止した日から14日以内に、行為完了・中止届（第1号様式）により行うものとする。

(認定等を要しない行為)

第6条 条例第9条第9号、第18条第1項第13号及び第23条第1号キに規定する別に定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 外観の変更を伴わない増築

(2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（以下「公共用空地」という。）及び隣地から見えな  
い部分について行うもの

(3) その他市長が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認める行為  
(形態意匠等の制限の技術的細目)

第7条 条例第10条第2項に規定する技術的細目のうち同条第1項第3号及び第5号に  
関するものは、別表第2に掲げるとおりとする。

2 条例第10条第2項に規定する技術的細目のうち同条第1項第4号に関するものは、  
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）景観地区の計画書に定める美観地区等  
の屋根以外の色彩の基準を準用する。

(計画の認定の申請等)

第8条 条例第11条第1項前段の規定による計画の認定を受けようとする者は、計画認  
定申請書（第2号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第1(1)の項及び(3)の項に掲げ  
る図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表第1(3)の項に掲げる図書で添付させる必要が  
ないと認めるものを省略させることができる。

3 条例第11条第1項後段の規定による変更に係る認定を受けようとする者は、変更計  
画認定申請書（第3号様式）の正本及び副本に、それぞれ第1項に規定する図書（変更  
に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、法第63条第1項前段の規定による計画の認定の申請と  
併せて行う場合における第1項の計画の認定の申請は、省令別記様式第2に次に掲げる  
図書を添えて行うことができる。この場合においては、同様式に同項の計画の認定の申  
請を法第63条第1項前段の規定による計画の認定の申請と併せてする旨を記載しなけ  
ればならない。

(1) 第1項に規定する図書

(2) 第1項の計画認定申請書に記載すべき事項のうち、行為の対象、行為の種別及び工作  
物の概要の欄に記入すべき事項を記載した書類

5 第3項の規定にかかわらず、法第63条第1項後段の規定による変更に係る認定の申  
請と併せて行う場合における第3項の変更に係る認定の申請は、省令別記様式第2に次  
に掲げる図書を添えて行うことができる。この場合においては、同様式に同項の変更  
に係る認定の申請を法第63条第1項後段の規定による変更に係る認定の申請と併せてす  
る旨を記載しなければならない。

(1) 第1項に規定する図書（変更に係るものに限る。）

(2) 第3項の変更計画認定申請書に記載すべき事項のうち、変更の種類、変更の内容及び  
変更の理由の欄に記載すべき事項を記載した書類

(行為着手の制限の例外となる工事)

第9条 条例第11条第4項及び第15条第4項に規定する別に定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

(違反建築物及び違反工作物に係る公示の方法)

第10条 省令第22条に規定する市町村長が定める方法及び条例第13条第2項に規定する別に定める方法は、市役所及び区役所の掲示場への掲示とする。

(違反工作物の工事の請負人の通知)

第11条 条例第14条に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第13条第1項の規定による処分(以下「処分」という。)に係る工作物の概要
- (2) 前号の工作物の工事の請負人に係る違反事実の概要
- (3) 処分をするまでの経過及び処分後に市長が講じた措置
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 条例第14条の規定による通知は、当該通知に係る請負人について建設業法による許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に対してするものとする。

3 前項の規定による通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には処分の通知書の写しその他の処分の内容を記載した書面を添えるものとする。

(工事現場における認定の表示の方法)

第12条 条例第16条第1項の規定による表示は、第4号様式により行うものとする。

(高架工作物等の建設等の協議)

第13条 条例第19条の規定による高架工作物等の建設等の協議をしようとする者は、高架工作物等の建設等に関する協議書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の協議があった場合において、協議が成立したときは、協議成立書を当該協議をした者に交付するものとする。

3 条例第19条第2項に規定する別に定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 電柱、電線及び変圧塔
- (2) 公衆電話所、郵便差出箱及び信書便差出箱
- (3) 案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識並びに道路元標及び里程標
- (4) 舗装の表層、側溝、街渠、橋りょう、床板、駒止め、柵、街灯及び並木
- (5) 河床、堰、堤防、護岸、床止めその他これらに類するもの

(仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和に係る延長許可の申請)

第14条 法第77条第3項本文の規定による許可の申請をしようとする者は、延長許可申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(植栽等の基準)

第15条 条例第20条に規定する別に定める面積は、100平方メートルとする。

2 条例第20条に規定する別に定める基準は、別表第3に掲げるとおりとする。

(行為の届出)

第16条 省令第1条第1項に規定する届出書は、行為届(第7号様式)とする。

2 条例第22条第1項に規定する別に定める図書は、別表第1(1)の項に掲げる図書、次の各号に掲げる行為の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる図書その他市長が必要と認める図書とする。

(1) 建築等 別表第1(2)の項に掲げる図書

(2) 建設等 別表第1(3)の項に掲げる図書

3 法第16条第2項の規定による変更の届出をしようとする者は、行為変更届(第8号様式)に、省令第1条第2項第1号及び前項各号に掲げる図書(変更に係るものに限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

4 条例第26条第1項又は第33条第1項の規定による除却の届出をしようとする者は、行為届に、別表第1(1)の項に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

5 条例第49条第1項の規定による建築等又は建設等の届出をしようとする者は、行為届に、別表第1(1)の項に掲げる図書、次の各号に掲げる行為の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 建築等 別表第1(2)の項に掲げる図書

(2) 建設等 別表第1(3)の項に掲げる図書

6 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の届出をしようとする者が当該届出を法第16条第1項若しくは第2項の届出、法第63条第1項若しくは条例第11条第1項の認定の申請又は法第16条第5項若しくは第66条第2項若しくは条例第15条第2項の通知と併せてするとき、前項の図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

(建造物修景地区内における届出、勧告等に関する規定の適用の除外)

第17条 条例第23条第1号オに規定する別に定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 京都府文化財保護条例第21条第1項本文及び第49条第1項本文の規定による許可に係る行為

(2) 京都府文化財保護条例第22条本文及び第50条第1項本文の規定による届出に係る行為

(3) 京都市文化財保護条例第18条第1項本文(同条例第38条において準用する場合を含む。)の規定による許可に係る行為

(4) 京都市文化財保護条例第19条第1項本文(同条例第38条において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る行為

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案)

第18条 省令第7条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び省令第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する提案書は、指定提案書(第9号様式)とする。

# 1 条例の概要

この条例は、建築物等のバリアフリーの促進に関し必要な事項を定めることにより、高齢者、障害者等の社会参加の促進に寄与する良好な都市環境の形成を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的としています。（条例第1章）

## 1 事前協議と完了検査の義務付け

条例の対象となる建築物等を建築等する場合は、事前にバリアフリー整備の内容について、市長との協議が義務付けられます。また、工事完了後は完了検査を受け、検査済証の交付を受けた後でなければ建築物等の使用はできません。（条例第2章第1節及び第2節）

## 2 バリアフリー整備の義務付け

条例の対象となる建築物等を建築等する場合は、用途及び規模に応じて一定基準のバリアフリー整備を義務付けています。（条例第2章第3節及び第3章）  
（基準の詳細は、本書の第2章をご参照ください。）

## 3 バリアフリー法<sup>(※)</sup>の基準強化

バリアフリー法第14条第3項の規定に基づき、条例によりバリアフリー法の義務基準を強化しています。（条例第3章）

### （基準強化の主な内容）

1. 特別特定建築物の追加（条例第15条）  
→学校、事務所、共同住宅・寄宿舍、保育所、自動車教習所、学習塾の追加
2. 特別特定建築物の対象となる規模の引下げ（条例第16条）  
→床面積2,000㎡から床面積1,000㎡に引下げ  
（ただし、一部の用途を除く。詳細は、次々頁の対象建築物一覧表を参照）
3. 移動等円滑化基準の付加（条例第17条から第24条）  
→階数2以上の対象建築物へのエレベーター等の設置  
→車いす使用者用便房の規模（幅又は奥行き1.8m以上、かつ、内り面積3.6㎡以上）  
→敷地内通路・廊下幅員（1.3m以上） ほか

※ バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

## 4 既存建築物に対する指導・助言等

市長が必要と認める場合は、既存建築物等の所有者等に対して、バリアフリー整備の状況について報告を求め、必要な指導・助言をすることができる旨の規定を定めています。（条例第2章第4節）

対象建築物一覧表

項目	用途		対象建築物 (注1)	
				バリアフリー法 基準適合義務あり (注2)
1	盲学校、聾学校、特別支援学校（養護学校）		全て	1,000㎡以上
2	学校（1を除く。）		全て	2,000㎡以上
3	病院、診療所		全て	1,000㎡以上
4	劇場、観覧場、映画館、演芸場		全て	1,000㎡以上
5	集会場、公会堂		全て	1,000㎡以上
6	自治会館等		全て	
7	展示場		全て	1,000㎡以上
8	卸売市場		全て	
9	コンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパーマーケット		全て	1,000㎡以上
10	物品販売業を営む店舗 (9を除く。)	薬局	全て	1,000㎡以上
		薬局以外	200㎡以上	
11	ホテル、旅館		全て	1,000㎡以上
12	官公署	不特定多数のものが利用するもの	全て	1,000㎡以上
		上記を除くもの	全て	3,000㎡以上
13	事務所（12を除く。）		2,000㎡以上	3,000㎡以上
14	共同住宅、寄宿舎		2,000㎡以上 又は50戸以上	3,000㎡以上
15	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (主として高齢者、身体障害者等が利用するものに限る。)		全て	1,000㎡以上
16	保育所、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの (15を除く。)		全て	2,000㎡以上
17	老人福祉センターその他これに類するもの		全て	1,000㎡以上
18	児童厚生施設その他これに類するもの		全て	1,000㎡以上
19	身体障害者福祉センターその他これに類するもの		全て	1,000㎡以上
20	体育館、水泳場、ボーリング場、 その他これらに類する運動施設	一般公共の用に供するもの（注3）	全て	2,000㎡以上
		上記を除くもの	全て	
21	遊技場		全て	2,000㎡以上
22	博物館、美術館、図書館		全て	1,000㎡以上
23	遊園地、動物園、植物園、その他これらに類するもの		(注4)	
24	公衆浴場		全て	1,000㎡以上
25	飲食店、キャバレー、料理店、ダンス ホールその他これらに類するもの	飲食店	200㎡以上	1,000㎡以上
		上記を除くもの	200㎡以上	
26	郵便局、銀行その他の金融機関、電気、ガス事業者の店舗		全て	1,000㎡以上
27	理髪店その他これに類するもの		全て	1,000㎡以上
28	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類する店舗		200㎡以上	1,000㎡以上
29	自動車教習所、学習塾、華道教室、囲 碁教室その他これらに類するもの	自動車教習所、学習塾	500㎡以上	2,000㎡以上
		上記を除くもの	500㎡以上	
30	工場		3,000㎡以上	
31	車両の停車場等を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に 供するもの（鉄道駅舎を除く。）		全て	1,000㎡以上
32	自動車停留又は駐車のための施設（一般公共の用のものに限る。）		50台以上	2,000㎡以上
33	公衆便所		全て	50㎡以上
34	神社、寺院又は教会その他これらに類するもの		500㎡以上	
35	火葬場		全て	
36	地下街		(注4)	

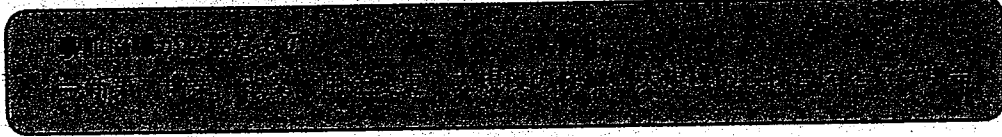
※ 表中の面積は、当該用途に供する部分の床面積の合計とする。

(注釈は、次頁にあります。)

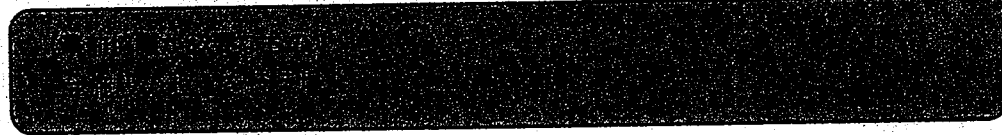
## 2 対象建築物等について

この条例の対象となる建築物等は、次のとおりです。対象建築物等を建築等する場合は、バリアフリー整備の内容について、あらかじめ市長と協議が必要となります。(3-①事前協議 参照)

ア 建築物（対象建築物一覧表に掲げるものに限る。）



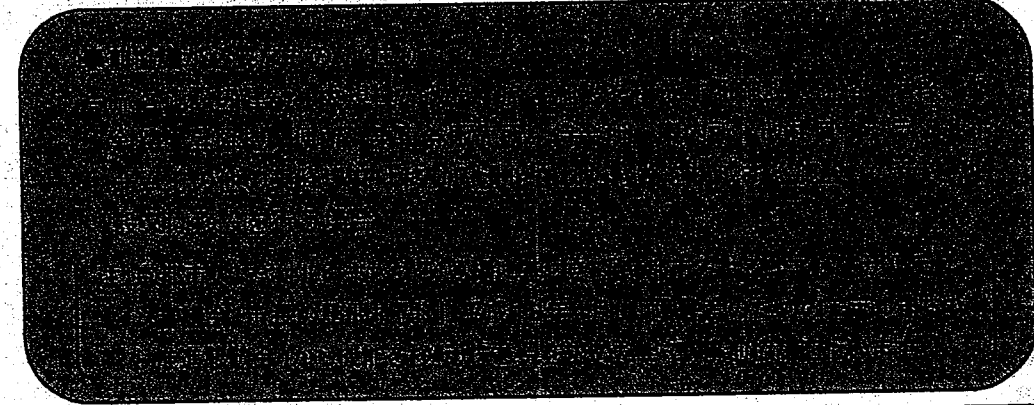
イ 遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの



ウ 地下街（消防法第8条の2第1項に規定する地下街）



エ 旅客施設（バリアフリー法第2条第5号に規定する旅客施設）



### 適用除外建築物等

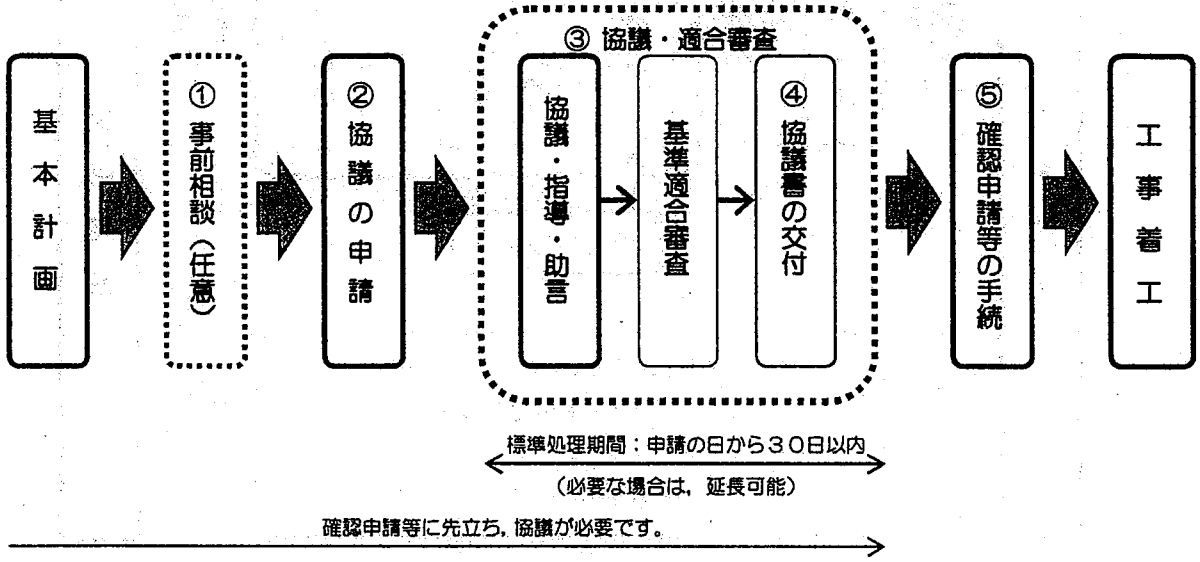
建築基準法第85条第1項本文に規定する建築物の応急の修繕及び同項本文若しくは同条第2項本文に規定する応急仮設建築物又は同項本文に規定する仮設建築物の建築等は、条例第2章の規定を適用しません。

# 3 手続について

## ① 事前協議

対象建築物を建築等する場合は、建築基準法に基づく確認申請又は計画通知（以下「確認申請等」という。）の手続に先立ち、バリアフリー整備の内容に関して、あらかじめ市長と協議が必要になります。

（手続の流れ）



- ① 事前相談（任意）は、窓口（都市計画局建築指導部建築審査課）で、随時、受け付けています。
- ② 確認申請等に先立ち、市長との協議を経なければなりません。協議の申請にあっては、あらかじめ余裕をもって申請してください。
- ③ バリアフリー整備の内容について協議・審査を行います。
- ④ 協議が完了し、かつ、条例で定める義務基準に適合する場合は、建築主に対して「協議書」を交付します。
- ⑤ 協議書の交付後に確認申請等を行います。（確認申請等が不要な場合は、協議書の交付後に工事を着工します。）

～ 留意点 ～

バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準の適合審査は、条例に基づく事前協議・適合審査とは別に、建築基準法に基づく建築確認において建築主事等が審査を行います。また、完了検査も同様です。





# 行程表 (1月18日～1月20日)

## 1日目

1月18日 JR古賀⇒ 博多駅⇒ 京都駅⇒ ホテル京阪京都⇒ 下京区役所⇒ ホテル京阪京都 (視察)

(水) 9:02発 10:04発 12:52着 (周辺で食事、ホテル荷物) 15:30頃

## 2日目

1月19日 京都駅⇒ 唐崎駅⇒ 研修所 (研修所宿泊)

## 3日目

1月20日 研修所⇒ 唐崎駅⇒ 京都駅⇒ 博多駅⇒ JR古賀駅

17:27発 20:11着

博多駅到着時 博多駅前陥没事故の為新幹線が停電の為混乱在来線は通常通り

№458009

2016年12月13日

# 領収証

井之上 豊様

様

金額	¥	3	1	6	0	0
----	---	---	---	---	---	---

収入印紙  
貼付場所

2380 円)

但し 旅費として

(内消費税等

お買い上げありがとうございます。上記金額を領収いたしました。

取扱者印

内訳

現金 3,1600

クレジット

〒11-3101 福岡県古賀市天神2丁目5-

サンリブ  
フロム古賀店

株式会社 サンリブ  
TEL092(943)0033-FAX092(944)6013

TEL 093-591-3711

本社 〒800-0283 北九州市小倉南区上葛原2丁目4-1

(注) 領収印及び取扱者印なきもの、金額訂正をしたものは無効です。

ご旅行申込書 [JTB(日旅)・西鉄・JR九州・フロム]

2010 / 11/8  
 コースNo. 086071500 / (水)  
 管理番号 220807926

ホリテ旅政亭アゲインツ スパニッシュ  
 大人(男) 2  
 大人(女) 0  
 小A 0  
 小B 0  
 幼児 0  
 合計 2  
 発着地 [Redacted]  
 受付日 10/8  
 担当 [Redacted]

ご自宅 092-942-1134  
 勤務先 女賃社受付  
 携帯 [Redacted]  
 住所 [Redacted]

以下に記載する個人情報を旅行手配、手配代行のために必要な範囲内で宿泊・運送機関その他の第三者に提供されることを同意します。

代表者①	フリガナ	年齢	性別
井之上 豊	井之上 豊		男
同行者	フリガナ	年齢	性別
② 花井 秀一	花井 秀一		男
③ 花井 秀一	花井 秀一		男
④ 花井 秀一	花井 秀一		男

月/日	便名	区	間	発時刻	着時刻	席番	席数	室番
11/8(水)	07:20	博多	京都	10:04	12:52			
130(金)	07:40	京都	博多	17:27	20:11			

JRは乗車日の1ヶ月前の発病です。  
 ご希望便がお取りできない場合のみ連絡致します。

月/日	地区	ホテル・旅館	食事条件	室様式	室数	室条件
11/8(水)	京都	ホリテ旅政亭アゲインツ	無・朝	シングル	2	禁煙(喫煙) 現地回客
130(金)	京都	ホリテ旅政亭アゲインツ	無・朝	シングル	2	禁煙(喫煙) 現地回客

ご旅行代金	名
基本代金	円×600
	円×
	円×
	円×
	円×
	円×
	円×
	円×
	円×
合計	円 60200
お申込金	円 31600
残金	円 28600

◆12月26日 時以降の変更・取消は、取消料の対象となります。

西便買知事 西便買知事 西便買知事 2-200号  
 株式会社 サンリブ  
 〒109-9430 東京都港区赤坂2-5-1  
 (株)サンリブ 旅行部 総務課  
 電話 03-3498-0033  
 総務課 旅行部 総務課 管理課

受付区分 京都 (TEL) FAX  
 JRご案内 旅行し 旅行し 旅行し  
 取消日 10/8  
 料日 [Redacted]

・本枠内を記入ください。

## 参考様式

支出内訳書の番号 5	
調査研究報告書	
1 名称	市町村議会議員研修
2 目的	自治体財政の見方～健全化判断比率を中心に勉強
3 実施時期	平成29年1月19日～1月20日
4 実施場所	滋賀県大津市唐崎2丁目13-1
5 参加者	岩井議員、村松議員、伊東議員、井之上議員、
6 その他	内容は別紙 研修生活動費、研修費のみ 4650円

# 平成29年度市町村議会議員研修会

(自治体財政の見方～健全化判断比率を中心に～)

1月19日～1月20日の2日コース

参加者 岩井議員、村松議員、古賀議員、伊東議員、井之上議員

- \* 地方財政を取り巻く最近の動向について
- \* 統一的な基準に基づき地方公会計の推進と公共施設等総合管理計画の策定
- \* 地方公営企業を取り巻く最近の動向について

## 自治体財政指標の分類

### 1、資金繰り指標

- ・ 形式収支  $\text{歳入総額} - \text{歳出総額} = \text{形式収支}$
- ・ 実質収支  $\text{形式収支} - \text{翌年度に繰り越すべき財産 (支払繰延額} + \text{事業繰越額)} = \text{実質収支}$

## 自治体財政指標の概要

### 2、資金繰り指標

- ・ 実質収支 (赤字) 比率  $\frac{\text{実質収支 (赤字)}}{\text{標準財政規模}} = \text{実質収支 (赤字) 額}$

## 歳出構造

- ・ 経常収支比率  $\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}}$



=経常収支比率

- ・義務的経費比率

義務的経費

歳出合計 = 義務的経費比率

等の指標計算式を学び活用して財政判断をする。

まだ多くの計算式があるが、複雑になるので、省略する。

以上2日間の研修で学んだ。

# 領 収 書

古賀市議会 井之上豊 様

金額 4,650 円

但し、

平成28年度市町村議会議員研修[2日間コース]  
「自治体財政の見方～健全化判断比率を中心に～」の

研修費及び研修生活動費

として上記の金額を領収いたしました。

平成29年1月12日

公益財団法人全国市町村研修財団  
全国市町村国際文化研  
分任出納役 前田久

領収書No. 722



## 受講証明書

団 体 名 : 福岡県 古賀市

所属・氏名 : 古賀市議会 議員 井之上 豊

研 修 名 : 平成28年度市町村議会議員研修 [2日間コース]  
「自治体財政の見方～健全化判断比率を中心に～」

期 間 : 平成29年1月19日(木) ～ 平成29年1月20日(金)

上記の研修を受講したことを証明します。

平成29年1月20日

全国市町村国際文化研修所  
学 長 松 崎

